

松江市告示第 174 号

松江市要配慮者支援組織設置推進事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 195 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(補助金交付の目的等)		(補助金交付の目的等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
終期	<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>	終期	<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>
略		略	

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。